

公共工事 入札・契約制度の あらまし

適正な入札・契約手続のために

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室

平成24年4月

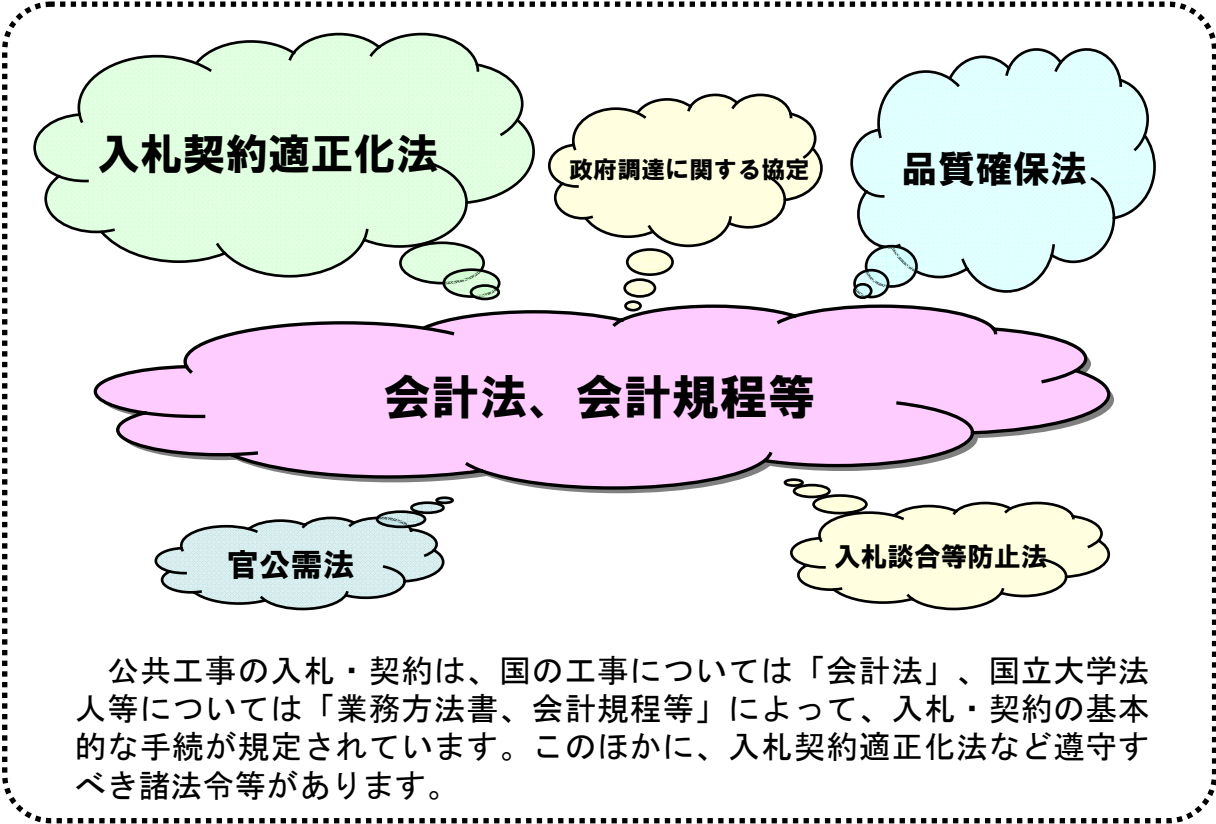
目 次

■ 公共工事の入札・契約に係る諸法令	P. 1
■ 公共工事における入札・契約制度	P. 2
1 発注見通し	P. 3
2 入札公告	P. 3
3 分割発注	P. 3
4 一般競争入札	P. 4
5 総合評価落札方式	P. 4
6 競争参加資格	P. 5
7 暴力団の排除	P. 5
8 談合情報対応	P. 6
9 指名停止措置	P. 6
10 入札保証	P. 7
11 電子入札	P. 7
12 低入札価格調査	P. 8
13 特別重点調査	P. 8
14 契約保証	P. 9
15 違約金条項	P. 9
16 入札監視委員会	P.10
■ 設計業務委託における設計者の選定方式	P.11

※改訂履歴

- ・平成23年5月 作成
- ・平成24年1月 一部改訂
- ・平成24年4月 一部改訂

公共工事の入札・契約に係る諸法令



入札契約適正化法 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律) (平成12年法律第127号)
公共工事の入札・契約について「透明性の確保」、「公正な競争の促進」、「不正行為の排除」及び「適正な施工の確保」等、その適正化の基本的事項を定めた法律

品質確保法 (公共工事の品質確保の促進に関する法律) (平成17年法律第18号)
価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行うなど、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めた法律

政府調達に関する協定 (WTO政府調達協定) (平成7年条約第23号)
外国企業の参入機会の拡大を図るために、一定規模以上の公共工事の入札契約手続きを取り決めた条約

官公需法 (官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律) (昭和41年法律第97号)
中小企業の受注機会を確保するための措置について定めた法律

入札談合等防止法 (入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律) (平成14年法律第101号)
発注機関の職員による入札談合等関与行為を排除・防止するための措置について定めた法律

公共工事における入札・契約制度

(入札契約適正化法の基本原則)

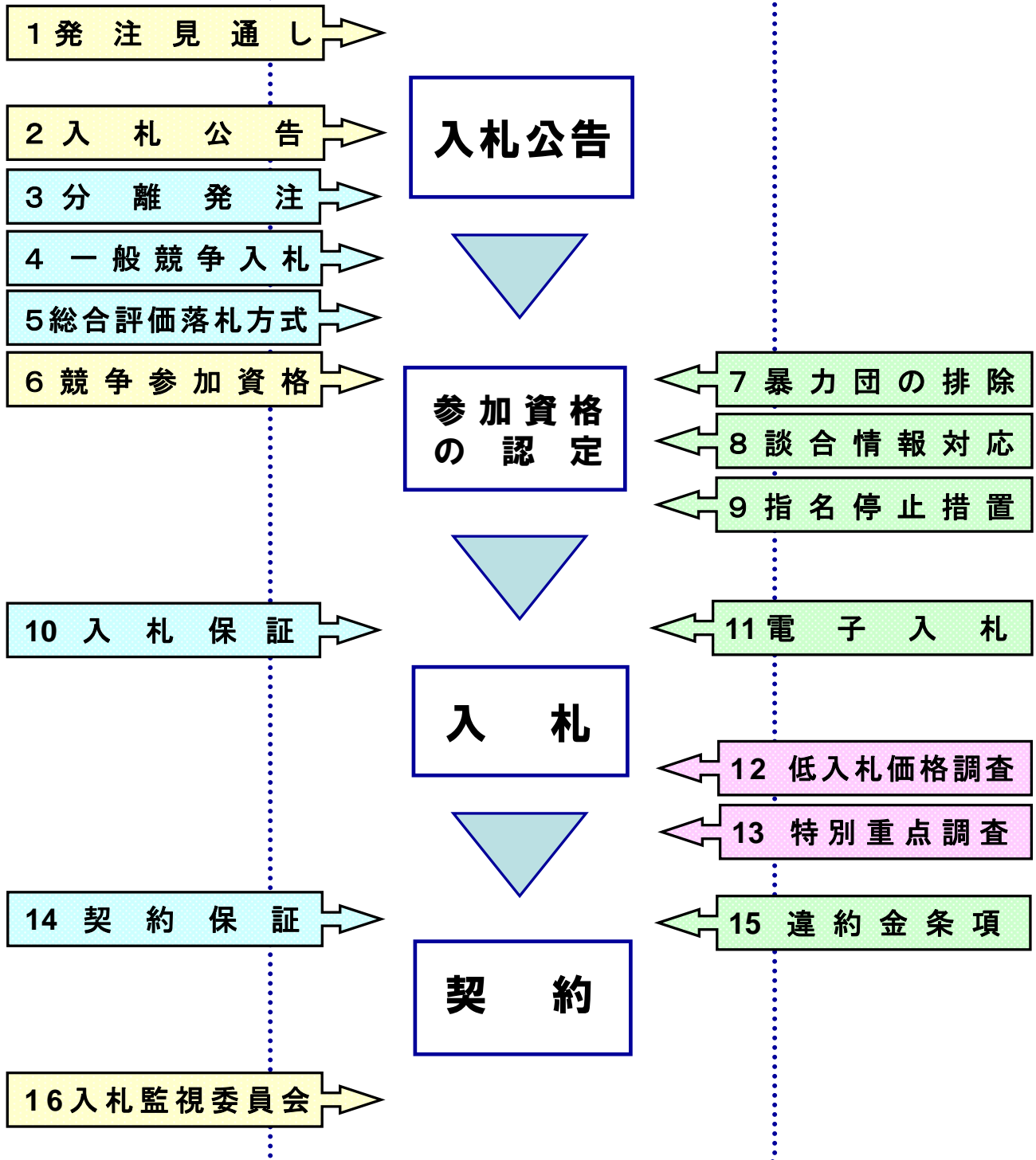
透明性の確保

公正な競争の促進

不正行為の排除

適正な施工の確保

一般競争入札の流れ



1

発注見通し

国立大学法人等は、当該年度に発注することが見込まれる工事情報を公表する必要があります。

文部科学省では、国立大学法人等の発注見通しを取りまとめ、本省工事と併せてホームページで公表しています。

＜発注見通しの概要＞

対象工事 ・250万円超の工事	公表方法 ・発注機関において掲示又は閲覧（HPによる閲覧を含む） ・文部科学省においてHPによる閲覧
公表時期 ・当初予算成立後、事業の決定通知があった後 （4月上旬・7月上旬・10月上旬・1月上旬 少なくとも年4回） ・補正予算成立後、事業の決定通知があった後 ・公共事業等予備費に係る事業の決定通知があった後 文部科学省では、上記の時期に取りまとめて公表を行う。原則として、4月上旬に当該年度に発注予定の全ての工事を公表する。それ以降、変更又は追加があった場合は、7月、10月、1月に公表する。 各発注機関では、上記の時期の他、変更又は追加があった際には、随時公表する。	
公表内容 ・入札及び契約の方法、工事名称、工事場所、工事期間（工期）、工事概要、工事種別 入札予定時期 等 ※公表内容は、公表する時点における発注の見通しであり、公表した後に変更又は追加があり得る旨を併せて明示する。	

2

入札公告

一般競争入札を実施する際には、発注に関する情報を広く周知する必要があります。

多数の参加者を募るためには、様々な公告手段を活用するとともに、十分な公告期間を確保することが求められています。

公告内容	： 工事概要、競争参加資格、入札手続き等
公告期間	： 原則10日以上（WTO政府調達協定の対象工事（平成24・25年度は5.8億円以上）は40日以上）
公告方法	： 掲示、発注機関のHP、文部科学省HP、業界紙（無償） 官報（WTO政府調達協定の対象工事の場合） ※工事場所が遠隔地の場合は、近隣の国立大学法人等のHPを活用することも有効

3

分離発注

分離発注とは、「建築工事」「電気設備工事」「機械設備工事」などの工事種別毎に分離して発注することです。

官公需法では、中小企業者の受注機会の確保に努めることとされており、工事の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離して発注することが適切であるかどうかを十分検討し、可能な限り分離して発注を行うよう努める必要があります。

4

一般競争入札

一般競争入札は、多数の者に広く競争参加の機会を与えるとともに、手続きの客観性、透明性が高い入札方式であり、公共工事を発注する際には、原則として、この方式によることとされています。

一方、随意契約を行う場合には、透明性、競争性の観点から、少額な工事を除き、その厳格な運用が求められています。

《業者の選定方法》

一般競争入札	・一般に広く参加者を募り、競争入札を行う。
工事希望型競争入札	・あらかじめ発注者が選択した10~20者程度の業者に対し、工事受注希望を確認し、技術資料の提出を求めた上で、条件を満たす全ての業者により競争入札を行う。
指名競争入札	・発注者が10者以上の業者を指名し、入札を行う。
随意契約	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格が少額な場合（会計法令では250万円以下） ・契約の性質又は目的が競争を許さない場合 ・災害時の応急復旧等、緊急の必要により競争に付すことができない場合 ・競争に付しても入札者がいない、又は、落札者がいない場合

5

総合評価落札方式

総合評価落札方式は、価格とともに価格以外の技術的能力（技術提案等）も併せて評価し、価格及び品質が総合的に優れた者を落札者とする方式です。

技術提案等の審査・評価に当たっては、外部有識者を含めた総合評価審査委員会を設置し、審査・評価の公平性・透明性を確保する必要があります。

《制度の概要》

落札者の決定方法 技術評価点（100点＋加算点）を入札価格で除し、入札価格が予定価格以下の者のうち、評価値の一番高い者を落札者とする。 ※加算点：標準型（30～50点）、簡易型（20～40点）、簡易型（拡大）（10～30点）
加算点の評価項目 <ul style="list-style-type: none"> ・企業の技術力 【施工計画、同種工事の施工実績、工事成績 等】 ・企業の信頼性・社会性 【法令遵守、地域精通度・貢献度 等】 ・企業の高度な技術力 【VE（Value Engineering）提案 等】

Q：総合評価落札方式を採用する場合の基準は？

A：品質確保法では、公共工事の品質確保の促進を図るため、総合評価落札方式によることとしています。

文部科学省においては、技術的工夫の余地が少なく、かつ、小規模な工事を除き、総合評価落札方式を採用することとしています。

6

競争参加資格

競争参加資格は、対象工事について十分な施工能力を有する者を選別し、適正な施工の確保を図るために設定するものです。

設定に際しては、競争性が十分確保できるよう配慮する必要があります。

《競争参加資格設定の留意事項》

施工実績（建物種別、階数、延べ面積等）

- ・建物種別は、対象工事と同種の実績に一律に限定せず、工事内容等を勘案して設定する。
- ・階数、延べ面積は、対象工事と同等の規模で設定せず、対象工事の規模を低減して（5～8割程度）設定する。

資格等級

- ・予定価格に応じて資格等級を定める。
- ・参加者が少数と見込まれる場合は、原則として二級上位又は一級下位まで拡大する。

地域要件

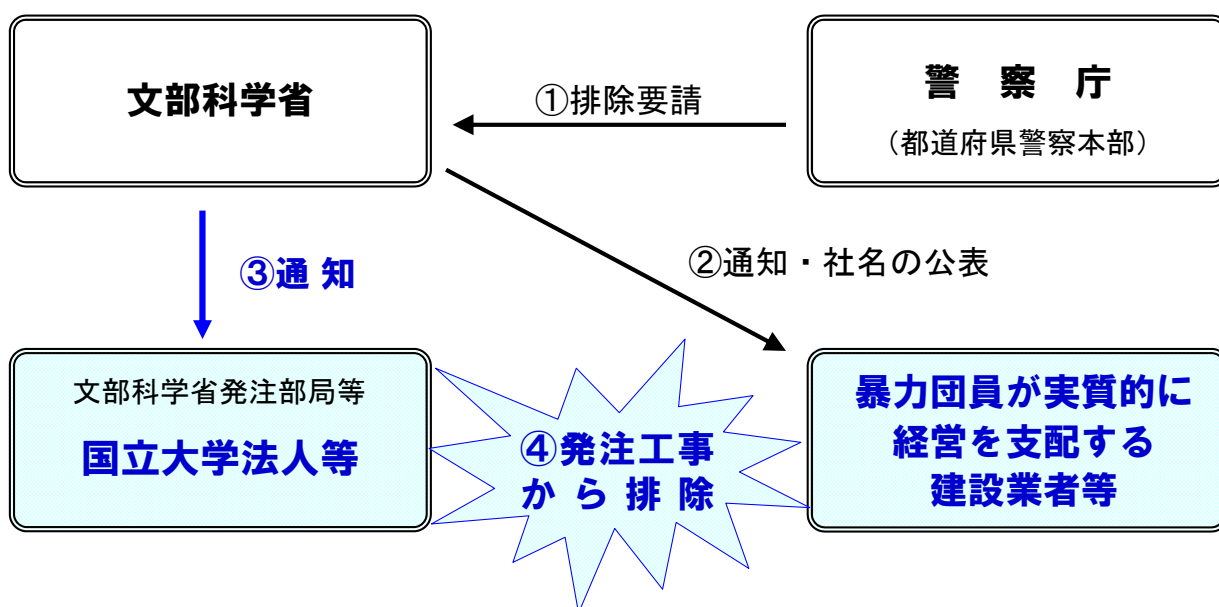
- ・参加者が少数と見込まれる場合は、県内に限定せず、近隣県まで拡大する。
- ・WTO政府調達協定の対象工事は、地域要件を設定することができない。

7

暴力団の排除

警察当局からの排除要請を受け、文部科学省が排除を通知した建設業者については、入札公告及び入札説明書に競争参加資格がない旨を記載することによって、入札から排除することができます。

また、契約書等に契約解除条項を設けることによって、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者等との契約を解除することができます。

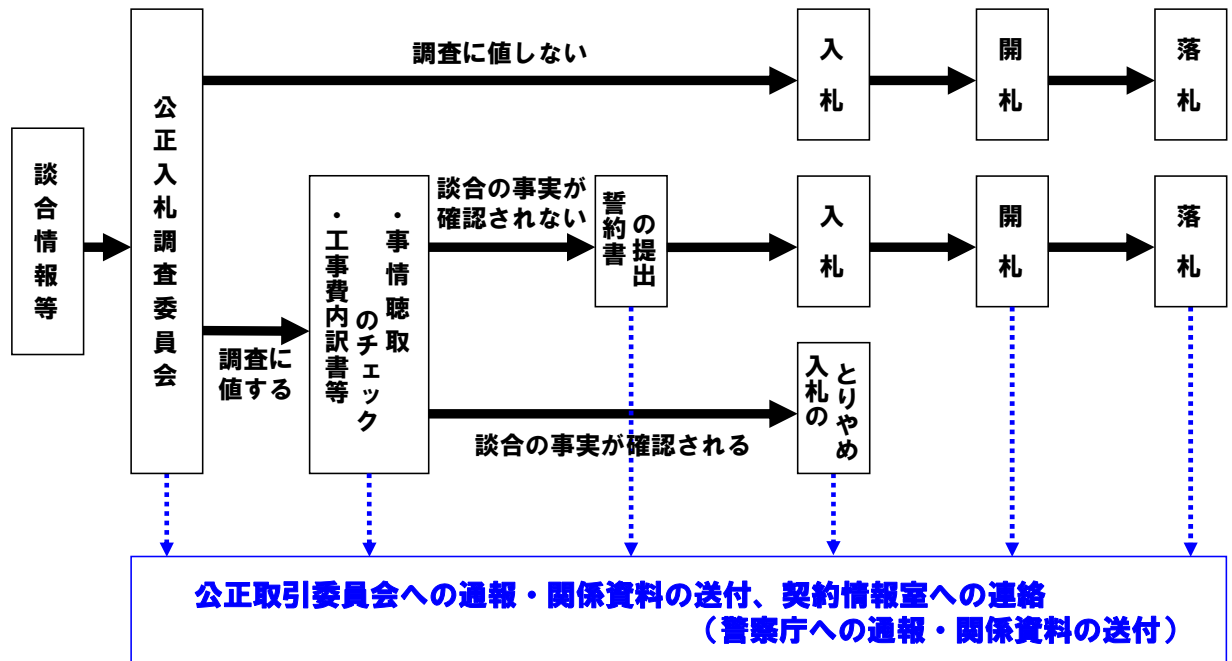


8

談合情報対応

競争参加者が事前に受注予定者を決定する入札談合は、入札制度の本質を失わせるとともに、競争制限行為を禁止する独占禁止法の規程に違反する行為です。

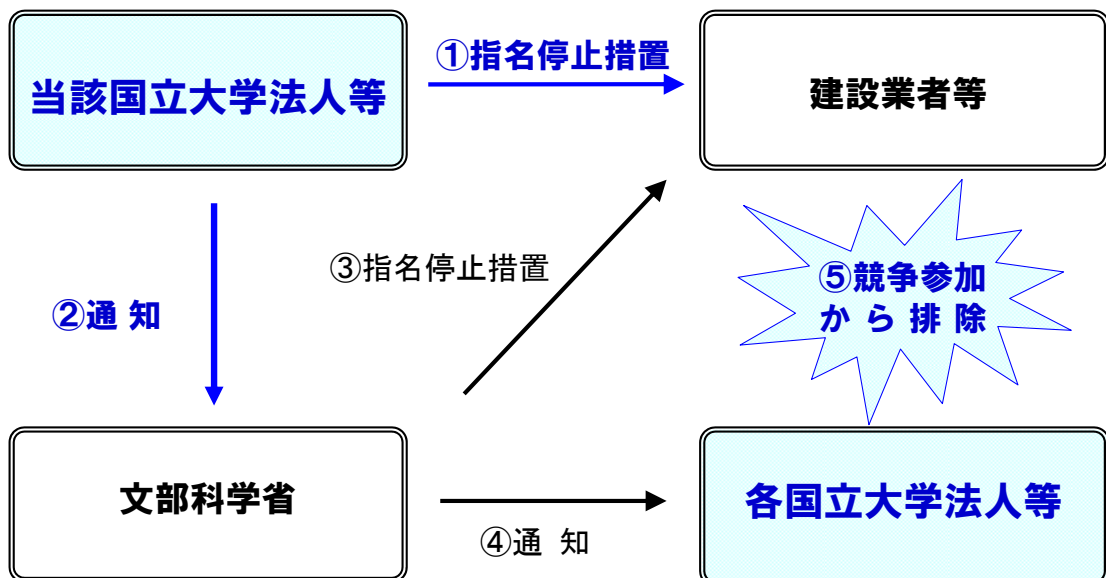
発注者は、「談合情報対応マニュアル」を定め、談合情報に接した場合は、直ちに「公正入札調査委員会」を開催し、公正取引委員会及び警察庁との連携を図りつつ、的確な対応を行う必要があります。



9

指名停止措置

文部科学省の競争参加資格を有する建設業者等に法令違反、工事事故及び不正・不誠実な行為等があった場合には、「建設工事等の請負契約に係る指名停止の措置要領」に基づき、競争入札等への参加を一定期間停止する措置を講じます。



10

入札保証

入札保証は、落札者が契約を結ばない場合に、発注者が被る損害の補てんを容易にするために競争参加者に求める担保です。

金融機関等による審査・与信を経て発行される証書（入札ボンド）の提出が一般的であり、不良不適格業者の排除やダンピングの抑制など、技術と経営に優れた者による質の高い競争が可能となります。

《対象工事》

- ・ 3億円以上の建築一式及び土木一式工事
- ・ WTO政府調達協定の対象となるその他の工事

《入札保証の種類》 ★は入札ボンド

入札保証金 ……………（保証の割合は入札額の100分の5以上）

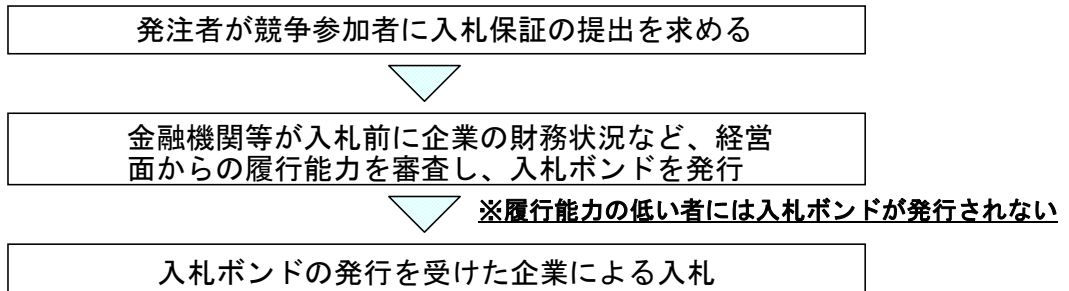
入札保証金に代わる担保 ………（保証の割合は入札額の100分の5以上）

- ・ 利付国債
- ・ 金融機関の入札保証 ★

入札保証金の免除

- ・ 保険会社の入札保証保険 ★……（保証の割合は入札額の100分の5以上）
- ・ 金融機関、保証事業会社の契約保証の予約 ★……………（保証の割合は入札額の100分の10以上。ただし、WTO政府調達協定対象工事は100分の30以上）

《入札ボンドの流れ》



11

電子入札

電子入札は、入札手続きをインターネットを利用して行うもので、発注者と受注者の双方にメリットがあるシステムです。

文部科学省では、「文部科学省電子入札システム」を構築しており、国立大学法人等が公共工事を発注する際にも利用することができます。

《電子入札の効果》

- ・ ブラインド効果による入札談合の抑止
- ・ 手続きの明確化による透明性の確保
- ・ 手続きの迅速化、提出書類の軽減による事務の効率化
- ・ 人件費・交通費の減少によるコスト縮減

Q：電子入札にかかる費用は？

A：国立大学法人等における文部科学省電子入札システムの利用にあたっては、文部科学省が発行する官職証明書（ICカードは無料）とICカード読取機（1万円程度）が必要となります。

12

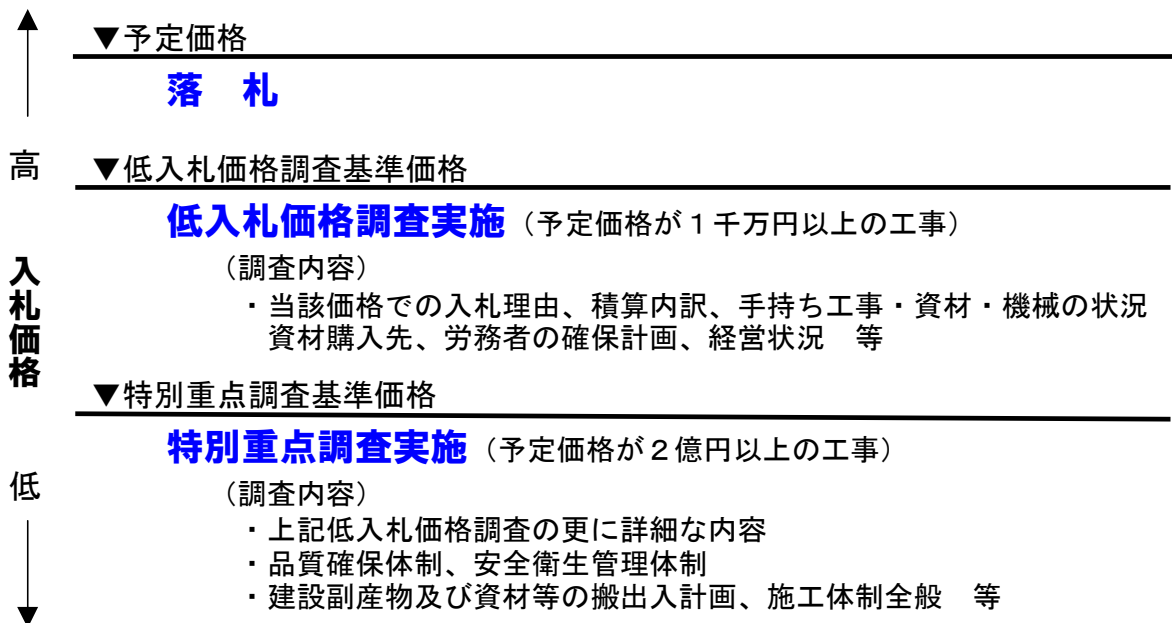
低入札価格調査

低入札価格調査とは、予定価格が1千万以上の工事において、入札価格が調査基準価格（契約内容が履行されないおそれがあると認められる場合の基準となる価格）を下回る場合に実施する調査であり、調査の結果、履行が可能であると認められないときは、最低価格者を無効とし、次順位者と契約をすることとなります。

13

特別重点調査

予定価格が2億円以上の工事については、低入札価格調査の他に、特に極端な低入札に対して重点的な調査（特別重点調査）を実施することとしています。



Q：特別重点調査の必要性は？

A：近年、公共投資の減少等に伴い、建設業の競争が激化し、過度な低価格入札、いわゆるダンピング受注が増加し、工事の品質低下、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等が懸念されています。
特別重点調査基準価格を下回る価格での入札は、このような問題が発生するおそれが高く、重点的な調査を厳格に行う必要があります。

Q：最低制限価格制度の導入は可能か？

A：国の請負契約においては、現在、最低制限価格制度は導入していません。この制度を導入した場合、国は競争の利益を失うため、会計法の原則に反するとされているためです。昭和20年代の決算検査報告においては、最低制限価格制度により契約を締結した機関の事案が不当事項とされました。
国立大学法人等は、会計法の適用を受けませんが、最低制限価格制度を導入した場合に、会計規定等に違反するおそれがないかを慎重に判断する必要があります。

14

契約保証

契約保証は、受注者が契約上の義務を履行しない場合に、発注者が被る損害の補てんを容易にするための担保です。現金や有価証券などの納付も認められていますが、保証事業会社等の審査を経て発行される履行保証保険等の提出が一般的です。

《契約保証の種類》

契約保証金
契約保証金に代わる担保 <ul style="list-style-type: none">・ 国債等の有価証券・ 金融機関、保証事業会社の契約保証
契約保証金の免除 <ul style="list-style-type: none">・ 保険会社の履行保証保険・ 金融機関、保証事業会社の公共工事履行保証証券（履行ボンズ）

《保証の割合について》

<ul style="list-style-type: none">・ 原則、契約金額の100分の10以上・ WTO政府調達協定の対象工事や特別重点調査を実施した者と契約する工事については、契約金額の100分の30以上 （契約書において工事請負契約基準を読み替える規定を明記する）

15

違約金条項

違約金条項とは、談合等の不正行為を行った受注者に対し、違約金（損害賠償額の予定）として請負代金額の10%に相当する額を支払わせるために工事請負契約基準に設ける条項です。

違約金条項を設けることによって、談合等に対する抑止効果が期待されるとともに、談合等による損害を早期に回復することができます。

《違約金の請求要件》

<ul style="list-style-type: none">・ 独占禁止法の規程に基づく課徴金納付命令、排除措置命令又は違法宣言審決が確定した場合（課徴金減免措置が適用された場合を含む）・ 刑法の規程に基づく談合等の刑が確定した場合

※WTO政府調達協定の対象工事において以下に該当する場合は、悪質性が高いものとして、請負代金額の15%に相当する額を違約金として課すこととし、違約金条項を契約書本文に加え、工事請負契約基準を読み替えることとしています。

<ul style="list-style-type: none">・ 10年以内に入札談合を繰り返して課徴金納付命令を受けた場合・ 談合の首謀者であることが明らかになった場合・ 談合をしていない旨の誓約書を提出していた場合

入札監視委員会

公共工事の入札・契約の過程や契約内容の透明性を確保するため、文部科学省では、公正・中立の立場にある学識経験者等で構成される『入札監視委員会』を設置しています。

《文部科学省入札監視委員会の概要》

委員の構成 6名 ・ 建築分野 2名（大学教授等） ・ 監査分野 2名（公認会計士等） ・ 法律分野 2名（弁護士等）
開催数 年4回 6月頃・9月頃・12月頃・3月頃
審議内容 ・ 文部科学省及び審議を依頼した国立大学法人等が発注した以下の案件の入札・契約に関する審議 予定価格が250万円超の建設工事 予定価格が100万円超の設計・コンサルティング業務 ・ 指名停止措置の報告に関する審議 ・ 談合情報対応の報告に関する審議 ・ 入札・契約の過程に関する苦情申立てを行った者が、発注者からの説明等について不服があり、再度、苦情申立てを行った案件に関する審議

Q：入札監視委員会は、各発注機関において設置すべきか？

A：現在、文部科学省では、各国立大学法人等からの審議依頼を受け、文部科学省の入札監視委員会で審議を行っていますが、入札契約適正化法では、原則として、各発注機関において入札監視委員会等の第三者機関を設置することとされており、既に独自の入札監視委員会を設置している国立大学法人もあります。
 なお、独自に委員会を設置することが必ずしも効率的ではない場合には、近隣の大学等と共同で委員会を設置することも考えられます。

設計業務委託における設計者の選定方式

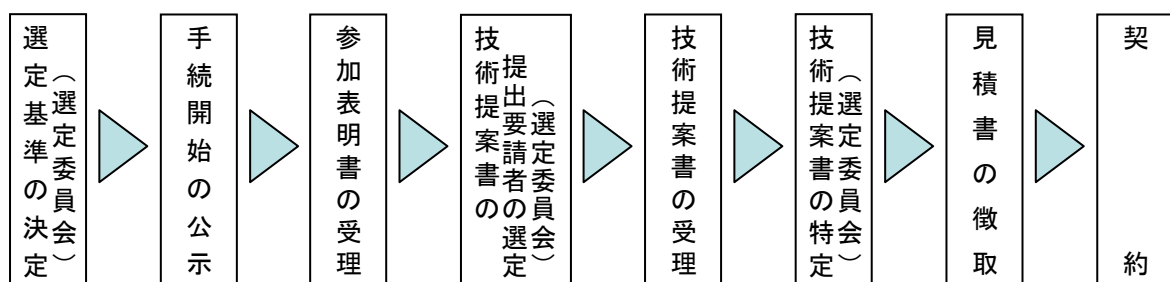
設計業務を委託する場合には、設計料の多寡により設計者を選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験等を審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定するプロポーザル方式によることを原則としています。

プロポーザル方式の実施に当たっては、建設コンサルタント選定委員会を設置し、客観性、公正性、透明性を確保する必要があります。

《設計者の選定方式》

プロポーザル方式 公募型プロポーザル	契約予定額がWTO政府調達協定の対象（平成24・25年度は5,800万円以上）となる場合に適用。公示を官報に掲載して設計業者を公募し、参加表明と技術提案書を求める。
簡易公募型プロポーザル	契約予定額が原則 5,000万円以上 5,800万円未満の場合に適用し、公示を業界紙に掲載して、設計業者を公募し、参加表明と技術提案書を求める。
簡易公募型プロポーザル （拡大）	契約予定額が原則 5,000万円未満の場合に適用し、公示を掲示及びHPに掲載して、設計業者を公募し、参加表明と技術提案書を求める。
標準型プロポーザル	発注者があらかじめ選定した複数の設計業者に技術提案書の提出を求める。
一般競争入札	プロポーザル方式を実施する必要がある構造設計や軽微な設計を委託する場合に適用する。
随意契約	契約予定額が少額な場合（会計法では 100万円以下）、緊急の必要により競争に付すことができない場合等の他、基本設計の公示時に実施設計の随意契約を明示した場合の実施設計の契約において適用する。

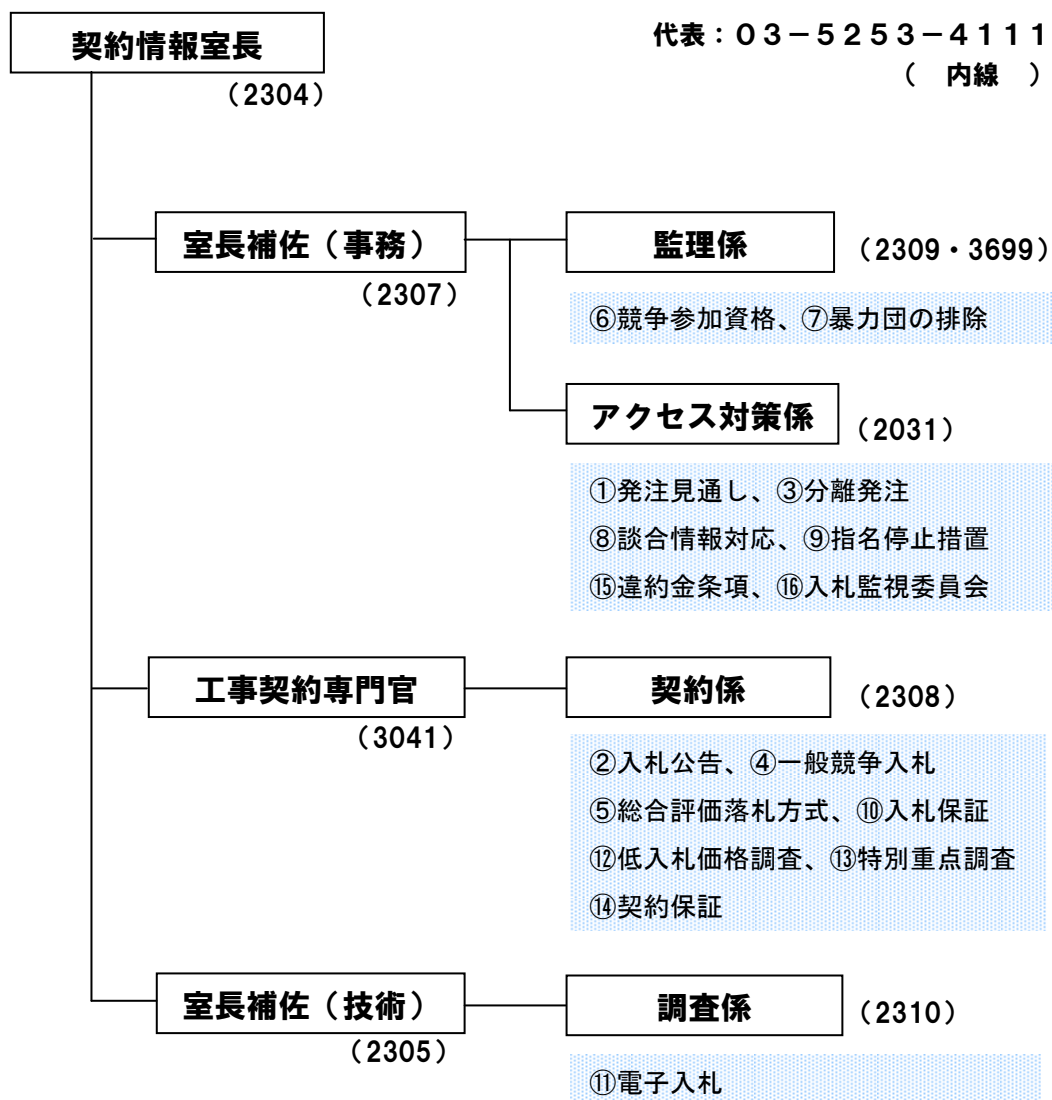
《プロポーザル方式の流れ》



《実施にあたっての留意事項》

- ・基本構想、基本計画等の受注者は、以降の設計業務のプロポーザルに参加できないため、基本構想等の公告時に、その旨を明示する。
- ・基本設計のプロポーザルを実施するに当たり、実施設計を基本設計委託業者に随意契約する予定の場合は、基本設計のプロポーザルを公示する際に、その旨を明示するとともに、基本設計と実施設計の契約予定額の合計額で基本設計のプロポーザルの方式を判断する。（例えば、WTO政府調達協定の対象か否かなど）
- ・設計業務委託業者（協力会社・下請けを含む）は工事を受注できない。
- ・新築、増築、大規模修繕等を行う場合は、原則として、温室効果ガスの削減等に配慮した「環境配慮型プロポーザル方式」を実施する。

文部科学省文教施設企画部契約情報室窓口一覧



(契約情報室HP)

<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=M>